

保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定にかかる評価基準項目

1 老人福祉センターの設置理念に基づく運営が図られること

◆ 基本理念の理解

1-1 地域の高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、各種相談や教養の向上、趣味などの機会の提供を通じて高齢者の社会活動を支援していくという老人福祉センターの設置目的に基づいた運営方針が示されているか。(15点)

1-2 区の特徴・区政運営方針等について理解し、老人福祉センターの運営に反映させた提案がされているか。(15点)

◆ 地域に対する理解

1-3 地域の高齢者のニーズを把握し、老人福祉センターの運営に反映させた提案がされているか。(15点)

◆ サービス提供に対する理解

1-4 どのような利用者に対しても公平なサービス提供が可能な提案がされているか。(10点)

1-5 利用者の立場に立ったサービス提供が可能な運営となっているか。(20点)

2 高齢者に対する配慮に関すること

◆ 健康づくり・介護予防に対する理解

2-1 高齢者の健康づくりや介護予防の推進に積極的であり、具体的な取り組みが提案されているか。(15点)

◆ 高齢者の支援・援助

2-2 高齢者の健康相談、生活相談、助言等の方法について、具体的かつ適切な提案がされているか。(15点)

◆ 高齢者の仲間づくりの支援

2-3 高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に対しても十分な配慮をしているか。(10点)

3 利用者ニーズに合わせた事業が実施できること

◆ 趣味の教室

3-1 実施内容がバラエティに富み実施回数が充実し、現代の高齢者のニーズを捉えた提案がされているか。(20点)

◆ その他自主事業

3-2 利用者の要望の把握や情報収集の方法が適切であり、利用者のニーズを反映できる事業計画となっているか。(15点)

4 施設の管理経費の縮減が図られるものであること

◆ 効率的な運営が工夫されている。

4-1 効率的な運営が行えるよう、経費節減のための具体的な計画や工夫が提案されているか。(20点)

◆ 管理運営経費が適正で低廉。

4-2 管理運営経費の内容が適正で金額が低額か。(20点)

5 指定期間中、安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していると認められること

◆ 安定性（管理運営の体制及び実績が十分か）

5-1 指定管理業務を継続するための、職員の人数・体制が整っているか。(10点)

5-2 公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営の実績があるか。もしくは、それと同等とみなされる高齢者福祉活動の実績があるか。(10点)

5-3 団体全体の財務状況は健全か。(50点)

◆ 健全性（個人情報保護、職員研修等）

5-4 個人情報の保護体制が整っているか、もしくは整えるような計画内容か。(10点)

5-5 職員の資質向上のための研修が計画されており、積極的な内容か。(10点)

◆ 安全性（危機管理対策）

5-6 防犯、防災、その他事故発生等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策が考えられているか。(10点)

5-7 老人福祉センター特有の施設である浴室の利用のあり方について理解しており、適切な浴室衛生管理を行うことが可能な運営となっているか。(10点)

以上の評価基準項目に沿って、指定管理者選定委員会にて審議・評価する。(合計 300点)